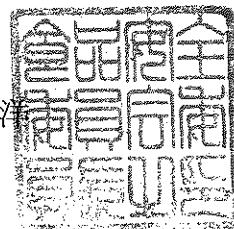


府 食 第 43号
平成31年1月29日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 淳



食品安全影響評価の結果の通知について

平成31年1月23日付け厚生労働省発生食0123第10号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

このことについては、平成30年5月8日付け府食第297号により食品安全影響評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。